

議案第四十三号

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同条第六項第二号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和八年内閣府・文部科学省令第二号）の施行による幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）の一部改正を踏まえ、職員の配置基準を変更するため、本案を提出いたします。